

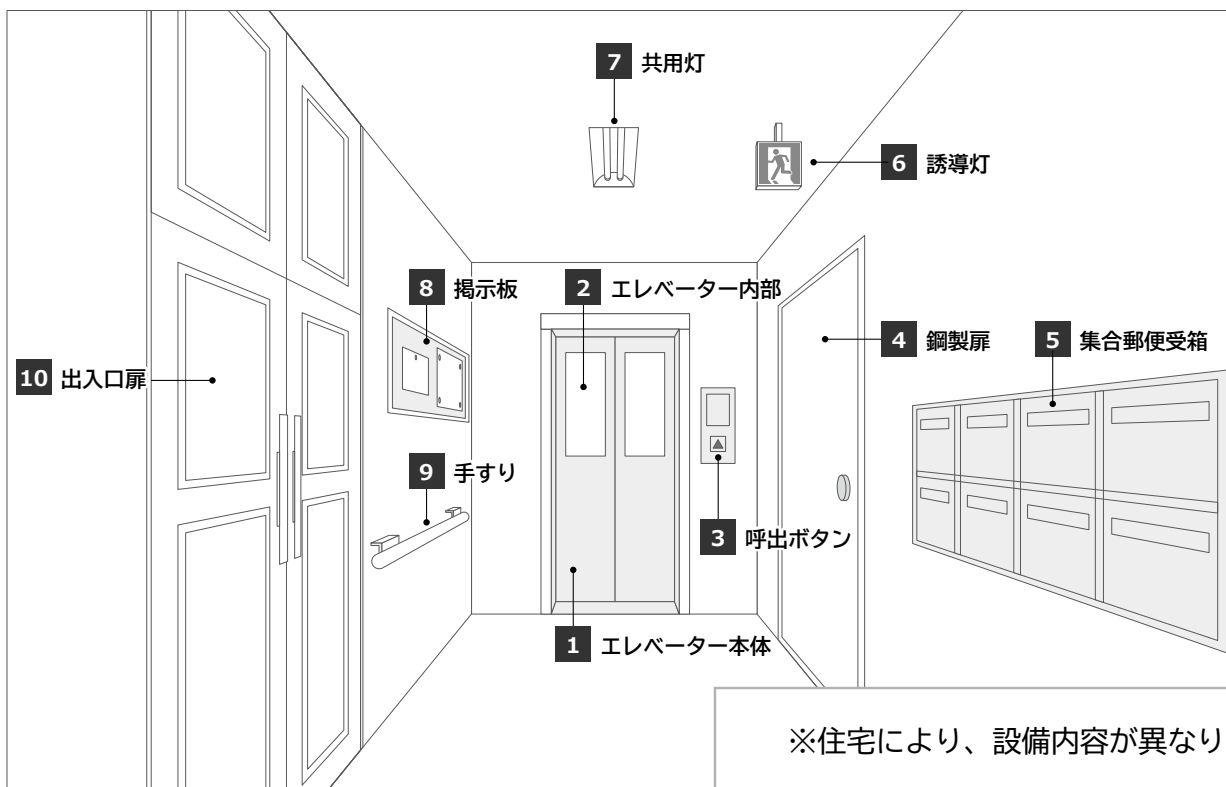
丸わかり！修繕費用の負担区分

- ・東京都が費用を負担する修繕 → 「東京都負担」
- ・みなさんに費用を負担していただく修繕 → 「みなさん負担」

※費用区分が「東京都負担」である場合でも、みなさんの責任による破損等の修繕費用は「みなさん負担」となります。

- 下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。
- 住戸のタイプにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
- 図示にない設備の負担区分はお問い合わせください。

エレベーター本体 1 ・故障 = 東京都負担	集合郵便受箱 5 ・丁番、施錠金具の破損 = みなさん負担
エレベーター内部 2 ・床、壁の腐食 = 東京都負担 ・落書き = みなさん負担 ・手すり脱落、ぐらつき = 東京都負担 ・カゴ内照明器具本体破損 = 東京都負担 ・カゴ内照明カバー破損 = みなさん負担 ・カゴ内照明器具球切れ = 東京都負担 ・階数ボタン等の破損 = みなさん負担	誘導灯 6 ・破損、球切れ = 東京都負担
呼出ボタン 3 ・破損 = みなさん負担	共用灯 7 ・球切れ = みなさん負担 ・破損した（カバー、点灯管、スイッチ） = みなさん負担 ・本体の不良 = 東京都負担
鋼製扉 4 ・開閉不良 = 東京都負担	掲示板（都で設置したもの） 8 ・破損 = 東京都負担
	手すり 9 ・脱落、ぐらつき = 東京都負担
	エレベーターホール出入口扉 10 ・開閉不良 = 東京都負担 ・ガラス割れ = みなさん負担



※住宅により、設備内容が異なります。